(3)　縮尺、方位及び間取りを表示した当該都市再生事業に係る建築物の各階平面図
(4)　縮尺を表示した当該都市再生事業に係る建築物の二面以上の立面図
ホ　前号二及びホに掲げる書類
2　前項第二号ニの規定にかかわらず、都市計画決定権者は、同号ニに掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
（都市再生事業等に係る認可等の申請）
第八条　法第四十二条又は第四十三条第一項の規定により認可、認定又は承認（以下「認可等」という。）の申請を行おうとする者は、申請書に次に掲げる図書を添付して、これを当該認可等に関する処分を行う行政庁に提出しなければならない。
一　都市再生事業を施行するために必要な認可等の申請を行おうとする場合にあっては、前条第一項第一号ロ及びハに掲げる図書（法第四十二条第一号に掲げる認可又は認定の申請を行おうとする場合にあっては、前条第一項第一号ロに掲げる図書）
二　関連公共公益施設整備事業を施行するために必要な認可等の申請を行おうとする場合にあっては、前条第一項第二号ロからニまでに掲げる図書
2　前項第二号の規定にかかわらず、当該認可等に関する処分を行う行政庁は、前条第一項第二号ニに掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
（都市利便増進施設）
第十二条の二　法第四十六条第十六項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。
一～十　（略）
（居住者等利用施設）
第十二条の三　法第四十六条第十七項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一～五　（略）
（市町村決定計画及び計画決定期限の公告）
第十三条　法第四十六条第十九項後段（同条第二十項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。
一～三　（略）
（国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの等）
第三十条の二　法第八十一条第十項の国土交通省令で定める土地は、国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地、採草放牧地及び森林とする。
（立地適正化計画の軽微な変更）
第三十一条　法第八十一条第十九項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号及び第五号に掲げる事項の変更（第五号に掲げる事項の変更にあっては、法第八十一条第八項及び第十項に規定する事項に係る変更に限る。）とする。
（誘導施設整備区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続）
第四十七条の二　土地区画整理法第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、法第百五条の二の規定により事業計画において誘導施設整備区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則第三条の二各号に掲げる事項のほか、誘導施設整備区の位置及び面積を記載しなければならない。

（都市再生事業に係る認可等の申請）
第八条　法第四十二条又は第四十三条第一項の規定により認可、認定又は承認（以下「認可等」という。）の申請を行おうとする者は、申請書に前条第二号及び第三号に掲げる図書（法第四十二条第一号に掲げる認可又は認定の申請を行おうとする場合にあっては、前条第二号に掲げる図書）を添付して、これを当該認可等に関する処分を行う行政庁に提出しなければならない。
（新設）
（新設）
（都市利便増進施設）
第十二条の二　法第四十六条第十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。
一～十　（略）
（居住者等利用施設）
第十二条の三　法第四十六条第十六項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一～五　（略）
（市町村決定計画及び計画決定期限の公告）
第十三条　法第四十六条第十八項後段（同条第十九項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。
一～三　（略）
（新設）
（立地適正化計画の軽微な変更）
第三十一条　法第八十一条第十六項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号に掲げる事項の変更とする。
（新設）